

平成20年12月10日(水) 午後1時～3時

於：君津市役所 6階 601会議室

第2回小糸川流域懇談会 速記録

(全文)

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 1 . 開 会 | 1 |
| 1 . あいさつ | 1 |
| 1 . 新委員の委嘱 | 3 |
| 1 . 委員長あいさつ | 3 |
| 1 . 小糸川流域懇談会の進め方 | 4 |
| 1 . 議事 | |
| (1) 第 1 回流域懇談会における意見と対応について | |
| (2) 河川整備の方向性について | |
| (3) 具体の整備内容について | |
| 資料説明 | 3 |
| (4) 意見交換 | 15 |
| 1 . その他 | 34 |
| 1 . 閉会 | 35 |

開 会

鈴木調整課長 皆様こんにちは。

少し時刻前ですけれども、ただいまより第 2 回小糸川流域懇談会を開会させていただきます。

本日は、皆様、お忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

本日の司会進行を務めさせていただきます千葉県君津地域整備センター調整課の鈴木と申します。よろしく願いいたします。

それでは、開会に先立ち、配付いたしました資料の確認をさせていただきます。

まず委員の皆様には事前に郵送させていただきました資料でございます。

まず第2回小糸川流域懇談会議事次第でございます。

次に資料1としまして小糸川流域懇談会の規約。

資料2としまして、小糸川流域懇談会の進め方。

続きまして資料3、第1回流域懇談会における意見と対応について。

資料4、小糸川水系における今後の河川整備の方向性について。

資料5、具体の整備内容について。

資料6、小糸川水系河川整備計画（素案）となります。

以上の7点でございます。

次に本日、お配りいたしました資料でございます。

本日は、一般の方も傍聴にお見えになっておりますので、傍聴にあたってのお願い。

意見用紙。

都市河川の整備促進に関するリーフレット。

資料5の正誤表1枚の4点でございます。

また、委員の皆様には、参考資料として流域概要図を配付してございます。

配付資料に漏れがございましたら申し出てください。

よろしいでしょうか。

それでは、お手元の議事次第に従いまして進めさせていただきます。

あいさつ

鈴木調整課長 会議に先立ち、事務局を代表いたしまして、千葉県君津地域整備センター所長の川野より一言ごあいさつ申し上げます。

川野所長 君津地域整備センターの川野でございます。

本日は、年末のお忙しいところを、石川先生はじめ、委員の皆様方にはお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

川津先生におかれましては、新たに委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。

本日、第2回小糸川流域懇談会ということでございます。

第1回の懇談会のときもお話しさせていただきましたけれども、この小糸川におきましては、国道127号の松川橋までが改修が終わっておりまして、それから上流につきまして

は、現在、手つかずの状況になっております。

近年の豪雨で中流域、浸水被害が発生いたしまして、地元の皆様から河川改修の強い要望があるところでございます。

県といたしましても、早急に対策を検討したいと考えまして、この流域懇談会を立ち上げまして、各種整備手法や具体的な整備計画を作成したいと考えておるところでございます。

3月の第1回の懇談会の席上では、皆様方から洪水被害の現状、自然環境の保護などいろいろな御意見、要望がございました。

これらを取り込みました今後の小糸川の河川整備の方向性、それから、整備内容につきましては、後ほど事務局から説明いたしますので、委員の皆様方には、この内容についても忌憚のない御意見をいただきたいと思っておるところでございます。

今後とも関係機関と連携を図りながら、洪水による被害の軽減、地域の皆様に親しみをを感じる水辺空間の形成に向けた河川整備計画を作成してまいりたいと考えておりますので、今後ともひとつよろしくお願いいたします。

鈴木調整課長 ありがとうございます。

新委員の委嘱

鈴木調整課長 続きまして、新委員の御紹介をさせていただきます。

資料1、小糸川流域懇談会の規約をごらんください。

第3条2項より、小糸川流域懇談会の委員は、千葉県知事が委嘱し、任期は2年とするがあります。ここで学識経験者として参加していただいていた前委員であります千葉県水産総合研究センター内水面研究所の梶山様が人事異動により転出されましたので、業務を引き継がれました同研究所の上席研究員であります川津浩二様に新たに委嘱をさせていただきます。

また、任期につきましては、第3条3項、補欠員の任期は、前任者の残任期間とあります。それに従いまして、本日、平成20年12月10日から平成22年3月17日までとさせていただきます。

委嘱状につきましては、当センター所長の川野より交付させていただきます。川津様、御起立をお願いいたします。

川野所長 川津浩二様。

小糸川流域懇談会の委員を委嘱いたします。

期間は、平成 20 年 12 月 10 日から平成 22 年 3 月 17 日までとします。

平成 20 年 12 月 10 日、千葉県知事 堂本暁子

よろしく申し上げます。

川津委員 よろしくをお願いいたします。

鈴木調整課長 どうもありがとうございました。

なお、長谷川委員におかれましては、本日、都合により欠席との御連絡がありましたので報告させていただきます。

君津市長の鈴木委員におかれましても、本日、都合により、代理といたしまして、君津市副市長の武次治幸様に御出席いただいております。よろしくをお願いいたします。

委員長あいさつ

鈴木調整課長 それでは、議事に入る前に、石川委員長のごあいさつをいただきたいと思えます。

石川先生、よろしくをお願いいたします。

石川委員長 今日は、年末のお忙しい中、皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。

最近のニュース番組では、明るいニュースが少なく、政治、経済、社会と、どの分野でも暗いニュースが多くて、息苦しいという感じを否めない状況になっています。

何か新しい方策を見出そうと誰もが一生懸命に動いているのですが、それが思うようにいってないように私は感じております。

去る 9 月に、私は 47 名の学生を連れて屋久島に行ってまいりました。そこにあるものというのは、ごく当たり前の川の流れであり、ごく当たり前の森なのです。学生たちは、単にそこに川がある、星があるといった、本来の当たり前のことに感動しているのです。私たちの街、今、住んでいる街を考えてみますと、その当たり前がうまくいってないように思います。

そういった当たり前を取り戻していくために、やはり原点に戻るといいますか、老子が言うような「無為自然」もとに戻って一から新しいシステムを模索していかなくてはいけないかなと思っております。

小糸川についてもいろいろ考えていかなくてはならないことがたくさんありそうです。今日は、小糸川の整備計画について方針が示されるそうです。それについても皆様のさまざまな御意見や、あるいはアイデアを活発に出していただければと思います。

よろしく御協力のほどをお願いいたします。

以上です。

鈴木調整課長 石川委員長、ありがとうございました。

小糸川流域懇談会の進め方

鈴木調整課長 ここで本日の流れを御説明いたします。

資料2、小糸川流域懇談会の進め方をご覧ください。

今年の3月18日に第1回小糸川流域懇談会を開催したところでございます。

第1回目の懇談会では、流域懇談会の設立の主旨、規約、進め方、そして小糸川の現状と課題について説明をさせていただき、多くの貴重な御意見を頂戴したところでございます。

本日、第2回目ですけれども、小糸川の現状と課題についていただきました意見を参考に、事務局として小糸川河川整備計画の素案を作成しましたので説明させていただきたいと思っております。

整備計画素案の内容ですけれども、1点目としまして、河川整備の目標、2点目、河川整備の実施に関する事項、3点目、河川の維持管理に関する事項、4点目、河川整備を総合的に行うために重要な事項等が明記されております。

そして本日は、整備計画素案に対して、また、委員の皆様や住民の皆様の御意見を聴取させていただきます。

これらの意見をもとに再度検討し、第3回目の懇談会に提示し、説明させていただきたいと考えております。

開催時期としましては、平成21年3月4日水曜日を予定しております。

この小糸川の河川整備計画案について御了解いただければ、流域内の関係市であります

木更津市、君津市、富津市の市長へ意見照会をし、小糸川河川整備計画が策定されることとなります。

なお、懇談会のおきましては、委員の皆様の自由な意見交換を優先させたいため、傍聴者からは直接御意見をお聞きできないこととしております。そのため、お配りいたしました意見記入用紙等により、本日、または来年1月16日までにファックスや郵送、メール等でお出しただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

また、懇談会への提出資料及び議事内容につきましてはすべて公開し、閲覧に供するものとなります。

本日の資料及び議事録は、来年1月下旬に公開される予定です。閲覧場所は、千葉県県土整備部河川整備課、同河川環境課、君津地域整備センター、千葉県文書館、君津市建設部建設政策課、富津市建設部管理課です。

さらに千葉県のホームページでも掲載いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行は、流域懇談会の規約に従い、議長を石川委員長にお願いしたいと思います。

石川委員長、よろしくお願いいたします。

石川委員長 規約に従いまして、前回同様、私が議事の進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

前に戻りますが、資料1を見ますと、きょうの議事は4つございます。

第1回流域懇談会における意見とその対応、それから、河川整備の方向性について、3番として具体の整備内容について、それから意見交換となっておりますが、1番は前回の意見を集約したものですし、2番と3番は整備計画に関わることで関連しております。

そこで、1番から3番までについて、事務局の方から説明をしていただいて、それを伺ったあとで皆さんの意見交換をしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 事

- (1) 第1回流域懇談会における意見と対応について
- (2) 河川整備の方向性について
- (3) 具体の整備内容について

資料説明

石川委員長 それでは、事務局の方、資料の説明をお願いいたします。

高橋副主幹 それでは、事務局より議事の（１）から（３）について続けて御説明させていただきます。

私は君津地域整備センター調整課の高橋と申します。

最初に、３月に開催されました第１回小糸川流域懇談会における主な意見と対応について御説明させていただきます。

皆様にお配りしました資料３をごらんいただきたいと思います。

この資料は、前回の懇談会席上で委員の皆様よりいただきました御意見、また、懇談会終了後に一般の方々よりお寄せいただきました御意見を一覧表に整理させていただきました資料でございます。

第１回目の懇談会では、小糸川の現状と課題について、皆様より洪水対策から上流のダムの活用について、また、河川の利用や環境保全のあり方などについてさまざまな御意見をいただきました。

それぞれの御意見に論点をわかりやすく整理するため、事務局では、治水に関する事項、自然環境の保全に関する事、利水に関する事、親水利用について、維持管理について、市民協働・マナーについて、啓発・広報、超過洪水対策についての７つに意見を分類させていただきました。

この分類より見出される課題を右から２列目に記してございます。

一番右の列に、それらの課題に対する見解と今後の対応方針を示してございます。

それでは、上から順に説明してまいります。

まず小糸川の整備状況や近年の洪水被害などについていただいた御意見は、治水事業に関する課題として整理させていただきました。

小糸川流域では、昭和４５年の水害によって甚大な被害が発生しました。そのために、国道１６号の人見橋から国道１２７号の松川橋までの区間を災害復旧助成事業で改修を行いました。

しかし、それから上流は未改修のため、近年、中流域で浸水被害がしばしば発生してございます。

県としましては、中流域の流下能力不足の解消を早期に解決し、洪水被害の軽減を図る

計画を策定したいと考えております。

続きまして上流の利水ダムの活用について、小柴委員と青木委員にダムの操作や水需要の実態について御解説いただきました。それに付け加えるような形で見解を説明させていただきます。

豊英ダムと三島ダムは利水専用ダムでございます。そのために操作規程では、洪水の調節について見込まれていないのが現状です。今後の農業用水と工業用水の需要や、制度等の問題を踏まえすと、将来的にもそれらのダムに洪水調節の機能をもたせるのは難しいものと考えております。

次に自然環境についてですが、皆様の関心は高く、ほとんどの委員の皆様より自然環境の保全や親水利用についてのコメントをいただきました。

ここでは自然環境の保全の課題としまして御意見を整理いたしました。

小糸川の水質は、環境省が定めておりますBOD、水質汚濁の程度を示す基準ですけれども、上下流の各地点とも低い数値を示しており、全川にわたって良質な水質を保っていると思います。

水質観測につきましては、今後も継続していくものと思われれます。

景観についても、周辺の住宅地や水田風景と調和のとれている河川風景となっているといえます。

このような状況から、今後、整備するにあたり、極力現在の美しい河川環境の保全に努めつつ、洪水対策を検討してまいりたいと考えております。

次に河川水の利水や河川流量についてですが、小糸川流域では、幸いにも今まで渇水や塩害などの被害の報告はありません。小糸川では、年間を通じて3カ所で水位を観測しております。水の流れている量は、過去の調査ですが、中村橋で平常時に毎秒2m³程度流れております。今後も関係機関と調整を図りながら、水質の保全や生態系の保護に必要な流量の維持に努めてまいりたいと考えております。

次に親水利用につきましては、鈴木洋邦委員と一般傍聴者の方から御意見をいただきました。

現状では、下流の河川沿いに遊歩道やサイクリングロードが整備され、また、上流では、小糸川漁業組合によりアユの放流などのイベントも開催されておりますが、さらに地域の皆様に親しまれる川づくりを目指し、河川環境全体の向上に努めてまいりたいと思います。

また、清掃、除草や環境教育、草花の植栽などの活動に参加されている地元の皆様やボランティア団体などを支援、協力してまいりたいと思っております。

続きまして維持管理について。

洪水時の流木問題や堤防などの施設の老朽化について御指摘いただきました。

当センターでは、堤防や護岸、河川構造物等の点検を定期的に行っております。また、流下能力の阻害となる倒竹木の撤去、伐採や河道内に堆積した土砂の撤去などを行っておりますが、引き続き対応してまいりたいと思っております。

次に市民協働事業や河川利用者のモラル向上について、和田委員と傍聴者の方から御意見をいただきました。

河川環境の保全、向上には、行政だけではなく、地元の皆様と連携して取り組む必要があると考えております。

今後も地域の皆様やボランティア団体などが自主的に行ってまいります河川や道路の美化運動、環境保全活動を微力ながら支援してまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、超過洪水対策については、佐久間委員より御意見をいただきました。

当センターでは、河川から水が溢れないことを最優先に考え、河川改修や、先ほどありました維持管理などの事業に取り組んでまいりました。

しかし、近年の台風や集中豪雨等の異常な自然現象に伴う災害発生は、全国的にも増加傾向にあり、現状で整備されている河川構造物で対応できる洪水規模を上回るような超過洪水はいつ発生するかもしれません。

河川整備などのハード対策には限界がございます。これらに対しては、防災対策情報の提供による減災と安全確保のためのソフト対策を推進し、人的被害が発生しないよう、地域の防災力の向上に努めていきたいと考えております。

以上で皆様からいただいた御意見に対する方針の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして議事の(2)河川整備の方向性について御説明いたします。資料4をごらんいただきたいと思っております。

左側の黄色い枠には小糸川の治水、自然環境、利水・親水利用の現状、そして流域・地域の特性について、1回目の懇談会でも説明した内容が記載しております。

中央のピンク色の枠には、先ほど御説明いたしました第1回懇談会席上でいただいた御意見の要約を記載しております。

右側の青く囲まれた枠には、小糸川の現状特性、皆様からの御意見、御要望を取り入れまして、今後の河川整備の方向性を記載してございます。

上の方から1点目の治水事業については、今後の洪水対策は、河道拡幅などによって流下能力の向上を図り、洪水に対してより強い川づくりを目指してまいります。

また、適切な維持管理を継続してまいります。

2点目は自然環境、水質の保全についてでございます。

河川整備をするにあたり、極力環境に配慮し、現状の風景や自然の流れを活かした形状を保全し、さらに陸域の連続性を考慮した生物の生息環境の創出を検討してまいります。

3点目の利水や河川の水量については、先ほども説明いたしましたですが、幸いにも小糸川流域では重大な渇水が今のところ発生しておりません。今後も利水利用者と調整しながら河川環境や水質の保全に必要な流量の維持に努めていきたいと考えております。

4点目は親水利用、水辺空間の利用などについてでございます。

今後、当センターでは、地域の皆様に親しまれる川づくりを目指し、現状の環境を維持してまいりたいと考えております。

また、水辺へのアクセスを考慮した護岸、階段工などを整備したいと考えております。

5点目の維持管理については、今後も河川巡視や除草・伐採などを行ってまいります。

また、地域の皆様とともに、維持管理についても検討していきたいと考えております。

6点目は市民協働やモラルの向上についてでございます。

ゴミの不当投棄等をなくすためには、地域住民の皆様と連携して取り組む必要があると考えております。

また、今後、地域住民とともに実施できる維持管理事業を検討してまいりたいと思っております。

最後の7点目でございますが、啓発・広報など超過洪水対策としては、防災意識の啓発による地域防災力の向上や、適切な情報発信などのソフト対策を積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で河川整備の方向性についての説明を終わらせていただきます。

続きまして議事の(3)具体の整備内容について御説明させていただきます。資料5になります。

この説明にはスクリーンを使用して説明させていただきたいと思っております。お手元にお配りしました資料5と同じ内容になってございます。

最初に、本資料で説明させていただきます内容をスライドの方で示してございます。

一番上から1つ目に河川整備の目標、2つ目に河川整備の実施に関する事項、3つ目に河川の維持管理に関する事項、そして4番目に河川の整備を総合的に行うための重要な事項の4点についてこれから説明させていただきます。

最初に河川整備の目標についてでございます。

目標の内容には5つの項目があります。

1つ目は対象河川と対象区間でございます。

河川整備計画では、千葉県が管理しております小糸川の2級河川区間の全区間が対象でございます。

ここには河口から上流の豊英ダム湖までの指定区間を示してございます。

この区間において維持管理を行うこととなっており、整備計画の対象区間でございます。

2つ目に計画対象期間ですが、河川整備をするにあたり、基本となるべき方針として河川整備基本方針がございまして、その段階整備として河川整備計画が位置づけられておりまして、この基本方針に沿って、小糸川の整備計画の計画対象期間をおおむね20年としております。

ただし、策定後の社会状況等の変化や、新たな知見等があった場合には、適宜見直しを行っていくものとしております。

続きまして3点目の治水の目標について御説明いたします。

千葉県では、1時間雨量で50mmの集中豪雨に対応できる河川改修を早期に完成させるように努めております。

小糸川流域においては、1時間雨量50mmの降雨の規模は、20年に一度降る確率の規模に相当します。

これによりまして本整備計画では、20年に一度の割合で発生する洪水に対応できる河川整備の実現を目標とします。

ちなみに平成18年の浸水被害のあった雨の量は、おおむね10年に一度の割合で起こる洪水に相当します。

このスライドでは、20年に一度の割合の雨が降ったときに、河川内で流れる量を計算から求めた流量を示してございます。

左の河口から富久橋の区間では毎秒650m³、富久橋から松川橋の区間では毎秒600m³、松川橋から中村橋までの区間で毎秒550m³、中村橋よりも上流で毎秒450m³となります。

この区間の区切りですが、流域や支川との合流を考慮して区間を定めてございます。

このスライドでは、小糸川の現況の流下能力を河口から上流の東前橋までをグラフに示したものでございます。

ちょっと見づらいかもしれませんが、青い太い線は現在の河道状況で流せる量を示してございます。

赤い線は20年確率規模の雨が降ったときの計画流量の線でございます。

この図によりまして、松川橋より下流では、20年確率規模の洪水に対応しているといえます。しかしながら、松川橋の上流では川幅が狭く、また、地盤高が低くなっているために、流下能力が小さくなっているのがわかります。

ピンク色で着色した箇所は、20年確率規模の雨が降ったときに、堤防からあふれ出ると想定される箇所を示してございます。

次に4つ目の利水の目標でございます。

ここには大きく3つございます。

1点目の流量・水質については、現在の河川流況を保持することを目指しております。

2点目は空間利用について、現状の河川利用に配慮しながら、河川空間の適正な利用を図ってまいります。

3点目は正常流量の検討についてでございますが、生態系の保全や環境の保全を保つために必要な流量を検討し、流況の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に5つ目の環境の整備目標でございます。

動植物については、瀬や淵など、水生生物の貴重な生息・繁殖環境となる環境の保全・再生に努めます。

次に水質については、近づきたい、触れたいと思うような川づくりを目指し、水質の維持・改善に努めてまいります。

最後に親水利用の向上ですが、行きやすさを考慮して、河川利用者の声を反映した整備の実現に努めてまいりたいと考えております。

以上が河川整備の目標でございます。

続きまして河川整備の実施に関する事項について説明いたします。

まず河川工事の目的でございます。

工事の目的は、洪水による被害の防止または軽減、そして河川の適正な利用を図るための施設整備、河川環境整備とします。

一般的に、これまでの河川工事は、左右対称の護岸工事が多かったのですが、小糸川の場合においては、現況の河道状況を極力活かして、過度な拡幅にならないように、工事箇所の状況によりまして、左岸・右岸の形態を変えて整備していきたいと考えてございます。

次に河川工事の種類でございますが、流下能力を上げるために河道拡幅や築堤などを考えております。

また、自然環境への影響を極力抑え、河川へのアクセスを向上させる工法、例えば階段護岸などの設置を考えております。

次に実際に工事を施工する区間でございます。

上下流の治水安全度のバランスや、現在の浸水被害の発生状況を踏まえまして、国道 127 号の松川橋下流から東前橋までの約 7 km とします。

続きまして河川管理施設の機能の概要でございます。

整備計画では、先ほど説明させていただきましたように、松川橋から中村橋までの区間で毎秒 550m^3 の流量、そしてその上流では、毎秒 450m^3 の流量が安全に流下できるようにすることを目標としております。

また、沿川の土地利用状況や河川環境にも配慮して、極力片岸で改修を行い、片岸を現状のまま残していきたいと考えております。

また、より安全に水辺へ近づける階段などの設置も検討しております。

このスライドの中で、皆様にお配りしました資料に一部訂正がございます。

上の方で目標流量の $550\text{m}^3 / \text{s}$ を安全と書いてございますけれども、正誤表もお配りしましたように訂正がございます。中村橋の下流の目標流量は $550\text{m}^3 / \text{s}$ でよろしいのですが、中村橋から上流の東前橋までの区間では $450\text{m}^3 / \text{s}$ というふうに修正させていただきます。

ここでは実際に河川改修を行った場合の効果を示しております。

上の断面は、河口から 9.5km 地点、大体六三橋より少し下流の現在の断面でございます。整備計画の目標流量であります 20 年に一度の割合の雨が降った場合には、右岸側であふれる可能性が高いと想定されます。

下の断面は、河道掘削と築堤、河道掘削等の河川工事を行った場合の断面でございます。河川改修によって、全体的に河道の断面積がふえますので、河川水位は下がり、河川からあふれ出るのを軽減することができると考えております。

次に縦断勾配を示した図でございます。

見づらいのですけれども、緑色の丸が現在の河床の高さを示してございます。

上のピンク色は、兩岸の堤防の高さを示してございます。

茶色の線が現在、計画の河床高でございます。

河川の勾配が急であればあるほど流れが速くなり、護岸等にかかる力が大きくなり危険となります。

そのために、本整備計画では、流速が速くなり過ぎないように、現況の地盤高、河床高の勾配見合い、下流の方で 1,600 分の 1 の勾配、上流につきましては 850 分の 1、850m 行って 1m 下がるというような勾配としております。

ここまでが河川整備の実施に関する事項でございます。

続きまして河川の維持管理に関する事項でございます。

まず河川維持の目的は、常に堤防や護岸などの河川管理施設がその機能を適切に発揮できるようにすることと考えております。

次に維持管理の種類としましては、河川や堤防、河川管理施設の定期点検、補修、河道内に土砂がたまってしまったときの浚渫や、河道に繁殖、繁茂してしまったタケ等の伐採がでございます。

維持管理の場所につきましては、県管理の 2 級河川区間の全区間が対象となります。

このスライドは、維持管理の一環としまして行いましたタケの伐採の写真でございます。

場所は中村橋の少し上流のところでございます。

上の写真は、伐採前の様子で、タケがたくさん生えておりまして、河川の流れが阻害されていた可能性があります。

下の写真は伐採後の様子でございます。

以上が維持管理について説明させていただきました。

続きまして、河川の整備を総合的に行うために重要な事項について説明させていただきます。

1 つ目は流域における取り組みへの支援でございます。

地域の皆様やボランティア団体などが自主的に河川維持の一部、美化活動であったり、草刈りであったりということについて、行政と地域が協働していくことが必要であると考えております。

アダプトプログラム、これは日本語で言い換えれば養子縁組ということになりまして、

自治会、愛護団体等が親となり、美化活動等を行ってもらい、県は道具を貸し出したり、保険料を負担したりすることなどを支援していく制度でございます。

小糸川では、活用例が1件ございます。

次に超過洪水対策ですが、計画されている規模よりも大きな雨により洪水が発生した場合の対策でございます。

河川工事などのハード対策と併せて、地域がもつ防災力の向上や防災意識の啓発といったソフト対策についても積極的に努めてまいります。

そして日ごろから関係機関との連絡体制を整え、洪水時には迅速な水防活動が行えるよう努めてまいります。

このスライドでは、君津市さんが作成しました小糸川のハザードマップと千葉県ホームページの防災ポータルサイトを示してございます。

県としましては、関係機関や住民の皆様に必要な情報を適切に伝えるために、インターネットなどで降雨状況や河川水位の状況などを随時提供しております。

次に河川愛護、環境教育について説明いたします。

小糸川を身近なふるさとの川として子供たちに知ってもらう環境教育の場としてとらえ、自然の大切さや地域の文化を学ぶ場として河川情報の提供、環境教育の場となる親水空間の整備、提供、教育現場との連携を推進し、河川に関する行事の開催や、広報活動をしてまいります。

こうしてソフト施策を充実し、住民一人ひとりの河川愛護意識を高めることで、河川を取り巻く流域全体の環境保全等の課題を地域の皆様や学識経験者と一緒になって取り組む仕組みを構築してまいりたいと考えております。

以上で具体の整備内容について説明を終わらせていただきます。

もう1点、資料6が残っております。

資料6の小糸川水系整備計画（素案）について簡単に説明させていただきたいと思っております。

資料6をごらんいただきたいと思います。

この資料は、実施に向けての計画書となるものでございます。

1ページ目の裏には目次がございます。

第1章から第4章までの構成となっており、河川法に定められている内容を示してございます。

第1章では、第1回の流域懇談会で説明させていただきました小糸川の現状と課題について記してございます。

第2章から第4章までは、先ほど説明させていただきました河川整備計画の内容でございます。

この小糸川河川整備計画書によりまして、今後、河川工事を実施していくものとなります。

以上で(1)から(3)までの説明は終わりでございます。

どうぞよろしく申し上げます。

石川委員長 どうもありがとうございました。

(4) 意見交換

石川委員長 資料がたくさんありましたので、大きく分けて前回のとりまとめ、それから、方針、資料5の今回分のスライドの説明、それぞれについて質疑に入りたいと思いますが、順番に追っていきます。

まず、最初の資料3をもう一度ごらんください。

各委員の皆様のご意見を集約して、それに対する回答が書いてございます。これについて再度確認したいとか、ニュアンスが違うようなことがございましたら、意見として提出していただけますか。何かございましたら、意見等の追加でもかまいませんのでご発言をお願いいたします。

小柴委員 この前もお話しいたしましたが、この君津地域には、木戸川土地改良区がありまして、木戸川土地改良区は、木戸川と松川、小櫃堰土地改良区には小櫃川、富津市の土地改良区には湊川がありますが、私が理事長に全部お話をいたしましたところ、土地改良区の小糸川と違って、河川幅が広くてカーブが余り少なくて、カーブも緩やかだから、大雨が降っても両脇にあるタケが直接海に流れちゃって、河川の周りに溢れることはなくて、漁組からノリの網にタケとか流木が流れてきて、それで困るという意見で、被害は全然ないんだそうです。私が見ると、小糸川は、だいぶ川が曲がっていますね。だから伐採しても、ほかの川は、大雨が降ると一直線に高速道路と同じで水かさが増えますと、全部海に直接いっちゃうから周りには被害がないそうです。

小糸川を私が見ていますと、大雨が降ると、カーブ、カーブにあるタケが流れないで、

そこから河川が溢れているのですね。だからこれを回避するには、小糸川は2級河川だから県ですが、1級河川のように、国かなんかのよう予算を持ってきてもらって、カーブ、カーブをゆるやかなカーブにもっていけば、氾濫がだいぶ少なくなると思うのです。

私が木戸川から、小櫃川から湊川、全部聞きましたところ、幾ら雨が降ってもあふれる心配は全然ない、そういう回答を得ております。

私が心配している小糸川は、だいぶ川が曲がっていますね。今、道路でも同じですね、道路が真っ直ぐだと100キロも150キロも出ますが、カーブの多いところはスピードが出ませんね。それと同じですから、小糸川はだいぶ難物ですが、なるべくそのカーブ、カーブを広げてなごやかにしてもらえば、伐採も大事ですが、大雨が降るとどうしても伐採したのもカーブに溜まっておるのですね。

それと金田漁業組合の組合長が小櫃に来て、大雨が降ると、流木が流れるから補償してくれと言ってきたそうです。それを県に聞いたら、これは2級河川だから県の責任だといったけれども、県は、これは自然災害だから弁償できないというふうなことも私は聞いているのですね。だから小糸川は前回もありましたが、解決するには、周りの伐採も大事ですが、費用を少し、同じ君津市でもお金は問題がないか、予算を少し取ってもらって、カーブ、カーブのところをもう少し削って緩やかにすれば、私はそれが一番早道だと思います。

以上です。

石川委員長 あの方の整備計画にも関わってきますが、今の御意見に対して事務局の方から回答できますでしょうか。

高澤室長 先ほどの対応の方針の方で述べさせていただきましたけれども、川幅を広げてやっていきます。そのときに曲がっている内側の方、それから、そちらの方を広げることによって、今、おっしゃいました法線も真っ直ぐにというわけにもいかないのですけれども、それなりに引っ掛かるところがなくなるように、なるべく是正していきたいというふうに考えております。

石川委員長 突然ですが、川津さん、生態学的な立場から、今のことに関連して御意見がございましたらお聞かせ下さい。

川津委員 川の方の取り扱いというか、見方というのが色々あるかと思うのですけれども、やはり河川が曲がっているというか、カーブしているということが、やはりそこに住んでいる魚、私どもはどちらかというと魚類を中心に見ていくわけなんですけれども、小

糸川は生息している魚類数も大変多くて、とてもいい河川だと思っておるのですが、そういった中で、今、川を真っ直ぐという話ではないのですけれども、ある程度のカーブを残しながらというところの改修というのは、人と川が共生していくには必要なことなんだろうなと思うのですが、魚の視点で見ると、やはりカーブがあることによって、流速のないエリアができる。逆に瀬みたいなのところがあると流速のあるところがある。そこでそれぞれの魚が餌を探っている場所だったり、卵を産んでいる場所だったりということで、やはり場所、場所を見ながら、おっしゃること、確かに洪水でどうにもならないから何とかしてくれというところは非常に私どもも、私はここに住んでないから勝手なことが言える部分があるかとは思いますが、そういったお互いに妥協というか、協力点が見出せるようなところで、こういった懇談会の中で、お話ししていければなというふうに考えております。

石川委員長 関連して御意見ございませんでしょうか。

小柴さん．もったいない気もします．蛇行しているということは、川にとって貴重ことにもなります。事務局の計画としては、そういうことも考慮しながら可能な範囲で、今、いただいた御意見に対応していくというふうに考えてよろしいですね。

高澤室長 補足説明でございますが、曲がっている川を広げるときに、当然曲がっている方をさらに曲げるようにして川を広げるような手法は普通とらないで、その曲がっている内側を削るような手法を取るとというのが普通でございますので、そういう意味で、ひっかかりを幾らかは流れやすくなるというような形ではもっていく。

ただ、この蛇行しているのも、今、いろいろ自然環境のお話もございましたけれども、洪水の流れを緩やかにするとか、流速を上げないとか、また、溢れたときの被害の軽減の意味からも、蛇行しているというのはそういう意味でいいこともございますので、その辺はもちろん環境も、治水の面からも、その辺は調整を取って、治水上も支障がないように、そして環境もまた支障がないように、なるべくどちらも達成できるような形で考えていきたいと思っております。

石川委員長 非常に難しい問題です。実は研究のレベルでも、なぜ川が蛇行するかということは分からないことの1つです．色々な工夫をしていくということで対応して下さるといことですね。

小柴委員 実際に被害にあわれた方とも話をしたのですが、被害にあわれた方は、正常より2年前のときは8 mオーバーして、家の墓地からハウスが全部いきましたので、ああいう人たちは、自然の環境より自分の家の方が大事だと言うのですね。

だからもうちょっと川幅をなごやかにして被害が出ないようにしてくださいということを私はその後、行って聞きました。

石川委員長 そうですね。もちろん人命を守るのが第一です。被害を発生させないということを優先して考えることが基本になります。

小柴委員 自然も残さなければ、大事ですね。だけどもある程度実際に被害にあっている方も私は、2年前、現場へ行きましたが、青木さんなんかとも。

石川委員長 決して無視というわけではなくて、整備計画ではその考えにも従って書かれているかと思います。

小柴委員 ありがとうございます。

石川委員長 全般にわたっての御意見でした。

2番目の方に行きます。資料4に河川整備の方向性について、基本的な方針などの文言が記述されています。それについて御意見とか、不明な点とかありましたらお願いいたします。

必要に応じて、資料3の意見と対応に戻り、関連して説明していただければと思います。

川津委員 私も今回、よくよく資料を見させていただいたのですけれども、河川整備の方向性の中で、これは多分今後、いろいろ協議していく話になるのかなと思うのですが、2番の自然環境について、水質や自然環境の保全、保護という中の一番最後の丸印の水域と陸域の連続した生物の生息環境の創出を検討しますという一文がございますが、考え方として、ちょっと私の頭の中では、例えば河川に生息する魚介類が田んぼ等を使って産卵場に行ったり、稚魚の育成場に卵を産みつける。当然稚魚も出入りをする。そういったこの水域と陸域の連続したというのは、小糸川の本川とそれに付随する陸域の中の水域というところも一応この整備方針の中である程度考えていきたいなということなのか、また、全く別のことを想定しているのか、ちょっとその辺をお聞かせ願えればと思います。

石川委員長 今の件について事務局の方、お願いいたします。

古谷野主査 今、川津委員の方から御質問がございました水域と陸域なんですけれども、これは現況で小糸川は掘り込みの河川になっていまして、実際、護岸の天端から実際に水面に落ちるまで緩やかになだらかな傾斜を描いて水面まで降りていくというところがございます。これについては、現状で非常に多様な生物が確認されてございますので、特にさっきのスライドのところ、スライドの12ページ、こちらの方のペーパーがございますけれども、こちらの方で、右岸と左岸で左右非対称の河川改修をやる。こういうところの

向かって左側のような現況の護岸の形状を大切に残してあげるということを、水域と陸域の連続性というところで言葉にあらわしたものです。

どうしても河道を拡幅しなければいけないというのは治水上でございますので、そこは河道を右岸側のように断面は広げる。だれども現状で生物がすんでいる反対側の護岸については極力残してあげるというところを指してございます。

一応このような考え方で考えています。

川津委員 ありがとうございます。

石川委員長 環境護岸の設定では、人々の川へのアプローチなども含めて、いろいろな事柄を複合して考えていくこととなります。

古谷野主査 今、代表的なものを言っただけですので、そこは個々の部分ごとにまたいろんなものを考えていかなければいけないというのは理解してございます。

石川委員長 まず、基本的な方針を定めて、具体策はその方針に従って検討してゆくこととなります。これらの計画はそのもとになるものと考えていただければよろしいかと思えます。

資料4についてほかにございませんでしょうか。

それでは、今回のメインになります資料5に移ります。資料6の河川整備計画案は、先ほど簡単に説明していただきました。資料5は資料6に基づいたもので、関連しております。この2つについて御不明な点とか、また、御意見とかありましたらお願いいたします。

鈴木（洋）委員（代理・武次） この河川整備の計画対象期間がおおむね20年ということですがけれども、恐らくその20年の間に洪水というか、浸水の被害が生ずる可能性があると思うのです。そうすると、その整備をやっている間に、そういう起こる可能性をいかに排除するかということが、やはり今、一番不安なのは、2年前の暮れに起きた洪水、恐らくこれから温暖化でこういうことがもっと頻繁にあるのではないかという気がしますけれども、その辺の関係が、20年も待てないよというようなことがちょっとあるのではないかと思うのですが、その辺の関係はいかがでしょうか。

高澤室長 区間がそれなりの区間でございますので、もちろん1年とか、2年とか、そういう形でできるということではございません。ですから、その区間を20年であげるということで、もちろん施工するときには、一番危険なところから考えて、なるべく被害が少なく、18年と同じような雨が降ったときに、被害が起きないような方向で、どこから一番先にやった方がいいかということも十分考慮してやっていきたいと考えております。

ただ、ある一連区間をやはり整備するには、ある程度の期間がどうしても必要になってくるとことは御理解いただきたいと思います。

石川委員長 17ページの超過洪水対策も関連してきますね。

高澤室長 超過洪水対策、これにつきましては、当然雨の状況、上にも雨量計、それから、水位計等ございますので、もし氾濫のおそれが出た場合は、なるべく早く広報するというようなことですが。

古谷野主査 補足をいたします。

小糸川の場合、避難判断水位等決まっております、水位情報周知河川に指定されてございます。今、副市長さんの方から御質問のあった、もし2年前の平成18年の雨がもう一度来たらどうするのかという話がございます。これは先ほど御説明したとおり、一朝一夕にすぐ河川改修、ではあと1年後にすぐ底を掘って広げますよというわけにはいかないというのは御理解いただけているとは思いますが、それまでの間にもう一度雨が再来した場合については、大変申し訳ないのですが、それは防災情報を私どもの方から提供させていただいて、要は人命を第一にして、人命が失われないように、早い話逃げただくということが一番になると思います。

ただ、いつまでもそういうわけにはいかない、改修をするまでの間、そういう形をとらせていただきたいということで、防災情報の方を提供しながら、超過洪水には対応していく。

それとあとハード対策、河川改修は絶対的に万能ではございませんので、要は計画、想定をした規模を超えた雨が万が一やってきた場合、それについては溢れるということもございまして、そこはハード対策と防災情報を聞いていただき、我が身は自分で守っていただくということも私どもと一緒にやっていただかなければいけないのかというのは考えてございます。

こういったふうに考えています。

高澤室長 ただ、もちろん改修を進める上では一番効果的なところから手を付けるということでセンターと、それから合わせまして、一緒に先生を入れて検討させていただいて、一番効果的なところからやっていきたいというふうには考えております。

鈴木(洋)委員(代理・武次) 河川の改修というのは相当やはり大変だと思いますけれども、さっき理事長が言われたように、タケがダムみたいな形になっていっていますので、あのタケを伐るとかいうことでもだいぶ違うと思いますので、ひとつできる限りよろ

しくお願いしたいと思います。

川野所長 前の雨のときには、中村橋の上流があふれて、ハウスとかが相当被害が出ましたね。あの辺はタケが非常に生えていますもので、その辺のタケの処理とか、それから、必要に応じて、やはり堆積がひどくなれば適切な管理はせざるを得ませんから、その辺の土砂の撤去等については、よく現場を見ながらやっていきたいと思いますので、やはりある程度一定期間の中で整備をするわけでございますから、その間の維持管理というのについては、私どもがよく見て、できるだけそういう被害が出ないように努力はしていくつもりでございますので、ひとつよろしくお願いします。

鈴木（啓）委員 河川の維持管理ということで今、副市長さんの方からタケの管理ということが出ましたけれども、確かに小糸川においては、タケを伐ることによってだいぶ流量がスムーズにいくということは事実だと思います。

そのタケを伐る時期でございますけれども、タケというのはやはり利用価値にするのは今ごろ伐るのがいいわけですね。ですから、そうすれば、タケを伐った利用価値も非常にあって、持っていつてくれる人もいるだろうし、時期が悪いと、もうだれも持っていつてくれませんので、そういう伐採時期を考えて、スムーズな運営にしていけばよろしいのではないかなということが第1点と。

それから、もう1つは、4番目に地域のボランティアということも言われておりますけれども、20年の計画の中で、自分のところの河川はきれいにしましょうということは、地域住民であればだれも思っていると思いますので、この立ち上げを早くしていただいて、その中でいろんな地域の特性に合ったいい知恵が出てくるのではないかなというような感じがいたしますので、具体的にいつごろそういうボランティア団体とか、そういうものを計画の中へあげていくのかということがわかればお示し願えればというような感じです。

石川委員長 ありがとうございます。

タケは伐採をしていますね。それについて。

青木委員 私も過去に河川改修の期成同盟会を10年ばかり役員としてお世話になったわけでございますけれども、その陳情の過程で、今、話になっております竹木の繁茂して狭隘箇所の竹木伐採につきましては、前年度におきまして県の方で大変御配慮いただいて、おかげさまで河川もきれいになりましたし、工事の方はやりませんので川幅は広がりませんけれども、流れはよくなってきたと思います。ありがとうございました。

なお、その竹木の伐採中に、私のところへ電話で「会長、おらがタケを黙って伐ってい

るぞ」なんて電話がかかってきて、「それは申しわけありません」と言って、いろいろ事情を聞いて、「こんなわけで川幅が狭い、おたくのちょうど高山のところはほんの川幅が5～6mしかないから、ちょっと伐らせてください」と言ったら、「ああそうかい」ということは言っていましたけれども、私もそこで昔、若いころ、河川法を教わったときに、河川法では、河川の幅というものは、河川区域と河川敷と2つあるんだというようなことを教わったことがありますけれども、ではそうするとあの山は河川敷でもなければ、河川区域でもなかったかなという気もしたから何とも言えませんでしたけれども、そういう知識が私もあれば、あれは河川区域で、洪水のときには多少水も通させてもらおうし、タケも伐ってもらうんだよというようなことを話せたけれども、私もそれだけの知識がそのときはございませんでしたので、「悪いけど、近所の手前もあるから伐らせてくださいよ」と言ったら、「ああそうかい」とそれは納得してくれましたけれども、その原因を見てみると、昔は農地解放が行われるまでは河川敷までが田んぼとくっついた自分の山だったのですね。ところが農地については分筆して、農地解放して、もうよその人のものになっておる。ただ、河川の端だけが登記簿上、名前で残っておる。私が考えると、どうしてもあれは河川敷の中だな、水が年中かぶっているのだからと考えたのですけれども、そういう計謀がありませんので、私も強いことは言えませんでしたけれども、「悪いけれども伐らしてくれな」と言ったら、「それはそうですか、いいですよ」ということで了解を得ましたけれども、そういうところが私のところにも電話がかかってきて、私も行って了解を得たことがございます。

そんなところで、地方自治体の方でも、河川敷とか、河川区域というものが本当にあるのかないのか、あったとすれば河川敷はどういう形態か、あるいは河川区域というものはどんなものかというようなことの御説明があると大変ありがたいと思います。そんなことです。

石川委員長 竹伐採の件については今、県の方でも対応してくださっています。引き続きですね。今の河川区域のことについて説明をお願いしますでしょうか。

高澤室長 昔は特に大きい河川ですと、水が流れているところ、これは河川なわけですが、今、おっしゃっているところは、多分単断面の河川ですので、流れが変わったり、そういうことで、今、河川となっているような中に民地が残っているのかとも思います。その辺、ちょっと現地を詳しく見てみないとわからないのですが、戦前は、それで河川であれば河川だとい

うみなし方もしたのでしょうけれども、現状は一応公図、公簿にその人の土地が残っていれば、河川区域であっても、現状河川のような形態をなしていても、一応民地でございますので、買収させていただくというのが基本でございますので、その辺、また、現地の方を確認させていただいて、事業が入った場合、その辺はよく考えさせていただきたいと思えます。

昔のように民地がある、戦前は、公の方が大事だということで、そういうこともあったのかもしれませんが、今は民地がある場合は、そこが河川の形状をなしている中であっても、一応買収するというのが前提になっているかと思えます。

青木委員 そうすると河川区域というのはもうないわけですか。

高澤室長 こういう小さい川の場合で、そういう場合は、場所、場所によるのですけれども、河川区域というのは、現状川が流れているところ、普段水につかっているところはこれは河川なんです。民地であっても河川で、河川管理者が何かあった場合はできるということになっているのですけれども、それ以外の場合は、水が流れていないところ、これについては基本的に現地を見て、どういう形になっているか確認させていただいて、必要であれば、もし民地であるならば、買収させていただくというのがこれが今の基本でございます。

青木委員 よくわかりました。

高澤室長 その辺、ちょっと現地を確認しないと、一概になかなか言えないところがございますけれども。

石川委員長 そうですね、個別に非常に重要な話ですので、やはり皆様の協力がないと、河川改修も、それから、河川管理もできないわけですね。今みたいに対応していただければ、何事もなく進んでいきますが、自分のところの竹を刈らないでくれと言われてしまったらそれきりになってしまいます。

今の件に関してほかにございませんか。関連した御意見。

吉原委員 環境の目標関係でちょっと伺いたいと思えます。

先ほどお話の中に、この小糸川は普段は下流の方も流れが非常に緩やかだというお話がありました、その流れが緩やかということは、上流から流れてきたものが堆積して河床が普段少し上がっているのではないかと思われそうですが、この点が1つです。

河床が上がっていると、またいろんな影響が出てきますが、下流に関係なく、上流から大いに関係がある。

この資料6 - 3のところに希少生物の記載があります。その中で、県のレッドデータで記載されているギバチがカテゴリーBになっていますが、これはほとんど支流で、本流の方にはほとんどいない、流入部に多いのですが、その次にギンプナというのがありますが、これが下流の方の、普段、河床が上がっていることに関係があるのですが、実は普段の水質捕捉をやっている粟倉橋付近、あの付近は前にはフナが隠れる石がいっぱい積み重なっていたのです。ところが現在は上流部の清和の植畑地域、あの辺あたりから下流にかけて砂が非常に多く出る場所なんです、その砂が川へ流れ込んで、その石を全部いわゆる土植畑という地域からずっと下流にかけて魚が隠れる石、これは全然ありません。全部土で覆われています。

ということは、実はさっき申し上げました大雨が降ると下流の方、堆積で河床が上がって、砂も流れるかもしれませんが、でもその砂まじりで流れることは、やはり氾濫なんかのもとになるのではないかと思います。

だから単に松川橋から中村橋にかけて、そこだけの対策ではなくて、上流部のそういう流れ込む砂に対する対策も必要ではないかと思うのですが。

石川委員長 河床の勾配と堆積の話、それと魚類の生息場ということですね、お願いできますでしょうか。

高澤室長 まず河床勾配ですが、現況の河床勾配については、この13ページ、手元の資料でも見ていただくと分かるのですが、現況の河床勾配が、この図はちょっと見にくいのですが、緑色のぼつぼつで入っております。それから、今後、川をいじっていくというか、計画されている河床勾配が薄茶色の線が入っているわけですが、これを見ていただくと分かるのですが、河川の洪水を安全に流すためには、おおむねそんなに掘削等をする必要もないし、溜まり過ぎているというようなこともないというのが現状かと思えます。

以前、砂利があったのに、砂が溜まったというのは、確かにおっしゃるとおり、多分上流の方から砂が流れ込んできたというようなこともあるのかもしれませんが。

これにつきましては、河川だけではどうにもなりませんので、それこそ市全体で、山、それから、畑、田んぼを合わせて考えていかないといけないということであると考えております。

幸い、今日、市の方も見えておるので、御意見を伺って、すべてそれこそ全体のあれについて、今の御意見を今後の政策の参考とさせていただくというようなことになるかと思うのですが、川だけでどうなるということではございませんので、川といたしましては、

なるべく現況の、水質的には非常にいいということで、河床の材料についてはなかなか以前はどうだったというところも難しいところがあるかと思うのですが、悪くはならないように、その辺については現状を守るというような形でやっていきたいと思っています。

ただ、河床については、そんなに溜まっているというような状況も、この図を見る限りではないのかなと考えております。

古谷野主査 今、赤く指しているところ辺が現況の計画河床よりもちょっと高く盛り上がっているといわれているところで、これは松川橋より上流側の方にも溜まっていますので、余り下流側の方はほぼ計画河床に近い状態で、そんなに川底がせりあがるほどの堆積状況ではないということがわかると思います。

それとさっき、委員の方からギバチの話が出たのですけれども、一応ギバチの方は平成14年のときの調査で、釜神橋という橋がございます。釜神橋のところでギバチが捕獲されております。多分支流からまぎれ込んだのかどうかはちょっと分かりかねるのですけれども、一応捕獲はできたということです。

石川委員長 魚類のことが関係してきますので、組合の青木さん、何か御意見ございませんか。

青木委員 私も漁組の方で出しゃばってお世話になっているわけですがけれども、毎年、アユとか、ウナギとか、今年は県の方からフナも放流しろというようなことを言われまして、フナも放流したわけですがけれども、残念ながら、アユについてはなかなか生存しません。今年も7月1日がアユの解禁だということで仲間と一緒に川へ行ったのですがけれども、アユについてはほとんど捕まえることができませんでした。そんなことで、午前中やって、これは1匹もかからないからといって、今度は逆に隣の富津市さんの方へお世話になりに行って、湊川へ行ったらかかって、幾らか捕まえてきましたけれども、小糸川については、水質の問題もあるかと思いますが、その点については細かくはアユとの関係はやっていませんけれども、確かにアユについては生息しないというのが現況でございます。

今年なんかも何万匹か放流したわけですがけれども、なかなか7月1日で投網へかかるようなアユはいませんでした。これも原因が細かく分からないので、さして大きな公表はしませんでしたけれども、それが現状でございます。

そんなことで、ウナギについてはちょっと分かりませんが、夏の終わりに捕まえたなんていう話も多少聞きましたけれども、そういうことで、清水と、温度の高い藻の生えることがいいのか、藻を食べて生活するというアユでございますので、なかなかあれで、

かつて私もちょっと土地改良に関係したことがございますけれども、かつて放流するとき、三島のダムから河川へ放流するときには、底から出したわけですね。そうすると酸素の少ない冷たい水だということで、一遍目出したらアユが浮き出したなんということがございまして、これはいかんということで、底から出すときには、霧にして酸素を加え、温度を上げて、それから河川へ流してくれということで、そういう工事も行ったわけです。ところが現在はまた今度は第2次工事で、第2次工事は私は細かくはありませんけれども、そういう施設も廃止しまして、今では河川の規程流量も底から出した水をそのまま河川へ出しているようでございます。その水質とかについては細かく分析はしていませんけれども、そういうことで、ホロージェットというようなことで、黒四へも研究に行くし、いろんなところへ行ったわけですが、そういうつくったのも、今、またそれはなくしてしまったというようなことで、水温、酸素等がどのようなものかということはまだ細かくは研究はしていませんけれども、実際、できあがったときからつくった施設は現在、廃止して、それは使っておりません。

そんな関係で、底から出した水をそのまま河川へ規程水量だけは毎日流しているというようなことで、底に酸素があるのかないのか、それは知りませんが、最初、失敗してホロージェットで霧をふかして、それから、35mの350mの堰をつくりまして、そこで一たん暖めた水を河川へ放流するような施設だったのでありますが、それが今度の改修でなくなってしまったというようなことも、細かい分析はまだしませんけれども、なんか残念なような気がしてなりません。

以上です。

吉原委員 今、青木さんからお話がありましたが、私は小糸川上流部の観察、生き物観察をずっと続けております。そうすると放流されたアユですが、三島ダムから本流に流れていく、あそこには全然コケがありませんね。放流するのが大体東粟倉でしょう。

青木委員 上流から5カ所でやっていますけれども。

吉原委員 途中からはみんな砂になって、だからコケの生えるところがないでしょう。実際観察に行ってみましたら、高岩の方から流れてくる3つの支流、こっちにアユがいますよ。桜沢、中の沢、ジイガ沢という小さい支流です。

青木委員 だけどそこは放流せんですけどもね。

吉原委員 放流したのがそっちへ上っていつている。そっちはちゃんと石、コケがついています。

青木委員 そのコケが何でつくつかつかないかも私はちょっとわかりませんが、そういうことで、小糸川については確かにいません。

吉原委員 そういうのが私の観測です。

石川委員長 北原さん、小糸川でアユを放流されていて、今のようなお話があるということは皆さん、御存じでしょうかね。

北原委員 コイとかを放すのは知っていましたが、アユの放流は聞いたことがない。知らなかったです。

石川委員長 やはり皆さんもご存知ないでしょうか。特に、女性の方を中心にしての話ですが。

北原委員 ただ、知っている方は余りないのではないかと思います。

石川委員長 意外とよい川なのですが、その川のよさは知られてないというのがあってもったいないような気がしますね。

先ほどの改修の方法について水田魚道のことが川津さんからの御意見もありました。そういうのも考えてゆくことも1つの方策として考えられます。予算との兼ね合いもあるでしょうが、支川との取り付けについても魚類の生態に配慮した対応を可能であれば施してゆくと、よりよい川になります。

古谷野主査 今現在はまだ整備計画をこれからつくろうとしているところなんで、まず方針と、全体のスキームのところの話になるのですが、実際に改修をやっていくときには、取り付けのところとかいう話は詳細に設計していくことにはなると思うのですが。

小柴委員 佐久間先生にお伺いしますが、湊川にアユがいるというお話ですが、湊川はアユは放流しているのですか。

佐久間委員 放流しています。

相川から湊川。

石川委員長 川津さん。このことについてお話しをいただけますか。

川津委員 ちょっと小糸川の話をしなればいけないのかなと考えていたのですが、湊川の方は、組合さんが義務放流という中で、放流を当然しているのですが、それ以外に東京湾で天然に暮らす稚アユの遡上が大体2月下旬、3月から4月、5月ぐらいまで、天然の遡上魚が上がってくる。相川の方で上りやすい河道をつくったということもあって上ってきて、なおかつ組合員の方々が毎年、毎年、相川の中で天然に産む産卵場、アユが卵を産みやすいように整備をしている。それでアユは別にサケのような母川回帰と

いうものはございませんけれども、そこで生れたアユの子供たちが10月、11月流下して東京湾に行って、多分東京湾の中で海の方で育ったアユが湊川の方には上がってきている。そういうような1つの輪、一環ができあがっているという河川でございます。

小糸川につきましては、残念ながら河口の方に取水堰があって、その魚道、私も現場を実際に見に行っていないので何ともいえないのですが、それがシラスアユが遡上できるかどうか、できてもそれが東京湾から入ってくる量を十分上げてやれるだけの、その年の河川の水温だとか、水量だとかあるかというような問題があって、残念ながら私の知っている範囲では、小糸川では天然の遡上アユが上がって、上・中流域で産卵をしているというようなことは見られないようなので、ただ、これから河川整備をいろんなことをしていく中で、そういったこともできる河川の1つではあるというふうには考えております。

小柴委員 小糸川の海から上がってくるのは、人見の取水堰に工業用水と農業用水のところに段差がありますから、あれは上がりませんね、小糸川というのは、農業用水と工業用水があるでしょう、そこを止めてありますから、あれは無理ですね。

川津委員 その辺は魚が上がる。特に今日、石川委員長がおられますけれども、やはり魚が上がる魚道についてはいろんな方策があるかと思うのです。農業用水、工業用水を確保しながら、魚には上がってもら。そういったものも少し考えていくということも1ついいのかなというふうに思います。

石川委員長 魚道を設置して、魚を上らすこと大変です。試みの魚道実験の場合、漁協さんが隣にいらっやって魚が上らなかつたときどうしようと思、逃げ出したい気持ちになることは否めません。失敗が許されない話です。

治水の話は、今回の重要なところ。そちらの方へ移りたいと思います。スライドでいうと6ページになりますが、流下能力について御意見ございませんでしょうか。

全体的な話で20年という表現がありました。「20年」は20年に一度の洪水に対応することを表現しています。厳密な表現ではありませんが、簡単にいえば、この期間の洪水は防げるということになります。河川整備計画をそのレベルまでもっていきたいということになります。

高澤室長 ということでございます。同程度のことについては、床上浸水被害等が起きないようにというふうなことで考えています。

石川委員長 まず、改修計画の規模の設定が重要になります。この計画の規模についてはよろしいでしょうか、御意見があればお願いいたします。

改修計画の規模は、予算など経済的な面とか、他の河川とのバランス等を考えて設定されますこの案は妥当なところで設定されていると思います。確率 20 年の規模ではだめだという話になると、提案された計画が、ふりだしに戻ります。次回にこの具体的な計画書の全体が提出されますので、それまでにご意見がありましたら事務局の方に伝えていただければと思います。

次に河川整備の目標が記載されています。議論していただいたことも含まれています。その次、11 ページから具体的な河川横断面が出てきます。自然環境に配慮して、河道改修を片岸に施して安全度を確保していきたいという基本的な方針が示されています。このことについて何か御意見ございませんでしょうか。

和田さんが代表を務められている自治会は、氾濫の起こった河道から離れてところということでしたね。河川の整備について、客観的な立場からのご意見をお聞かせ願えませんでしょうか。

和田委員 そういうところと全く関係しない居住地なんですよ。だからここずっと現状、あるいは地元地域住民の要望とか、方向性とかということが今、提起され、説明されまして、いろいろ意見交換をしているわけなんですけど、やはり人間が安心、安全ということがまず第一でなかろうかな。それと自然環境と生物の生息という総合的に考えていくことが大事なんだな。そうすると、さっきも話が出たけれども、蛇行しているところをできるだけ速やかに流域するようになると、生物の生息、生育に、また繁殖に大きな影響を及ぼしてくる。やはり蛇行する中で内側、外側ですみい生物がいるわけですから、そういうことはやはり大切にしながら、そして整備、工事、そういうものをしていくことが大事だということを前面に打ち出されておりますので、今後はこの目標、あるいは方向性で、目に見える、どういうふうやっていくのだ。それから、20 年という長期間にわたって年次計画でできるものと、20 年ずっと続けていかなければならない、そして突発的な災害等によって順位を変更せざるを得ないような状況が出てくると思うのですよ。そういう臨機応変にやっていくということも大事だな。今後の具体的な計画がむしろ大事になっていくのではなかろうかなというふうに私は考えます。

以上です。

石川委員長 ありがとうございます。

洪水氾濫の被害に遭われなかった地域の方々の、客観的な立場から、河川整備計画の基本方針を支持していただくことも重要であると思います。ひとつの川でつながっておりま

すので、よりよい川づくりをすすめるには、関係するすべての皆さまの協力が必要になります。

小柴委員 35cm 下がれば相当違いますね。

石川委員長 そうですね。

20 年間は、長いとも、あっという間ともいえる時間です。いずれにしても流域のすべての皆さんのご協力をいただかないと、現実の河川整備を進めることはできません。

それでは、次の方にいきます。後半の方で、先ほどの超過洪水の話もあります。アダプトシステム、河川愛護、河川教育について、それらを計画に取り込んでいこうという方針が出されております。長嶋さん、これらのことについて、ご意見をいただけませんか。

長嶋委員 今までの中ではちょっと私ども富津市から地域的なことがあって、今、お話があった内容については、なかなかどうもこうだというようなことは申し上げられませんが、ただ、私の方で地域の住民が問題にしているのは、むしろ小糸川よりも百目木川というところの川の洪水対策をどうするか、もっといえば、近くあるだろうと思う津波対策というか、そういう意味での、皆さん高潮からみんなそういう意見は出ております。河川の百目木川についてのことについてはかなり住民からも出ておりますけれども、今、お話のあったこちらの小糸川本流の方については、ちょっと余り内容的なことはよくわかりません。

石川委員長 河口の部分の計画については、基本的な方針がございますね。事務局の方からの説明をお願いできますか。

高澤室長 河口につきましては、全面港湾区域になっておりますので、漁港でなくて普通の建設港湾です。港湾区域になっておりますので、そちらの整備の状況を見ながらやっていくということで考えております。そちらの方の整備の状況が今、まだ今年検討している最中ということでございますので、その辺の結論を待ちまして、川だけ上げても効果がありませんし、港が上がっているのに川が遅れるというのも、これも困るということでございますので、実は先日、港湾の方とも協議をしたのですが、次回のときには、その辺の状況もまたお話できるかというふうに考えております。

地域全体で安全度が同じようになるような形で進めていきたいというふうに考えております。

石川委員長 部局は一緒ですが、担当する課が違いますけれども、海と川の接続する境界的なところの整備については、協議を行い、情報を交換し連絡はとりあって、その整合性を考えながら取り組んでいるということですね。

高澤室長 東京湾については、津波は館山のところでもう一度止まってしましまして、大きいのが反射してもそんな入ってこないのです。それよりかどちらか心配なのは、伊勢湾台風であったような、特に東京湾の西側を台風が通って、南風が吹き寄せたときに水位が上がるというのが一番水位が上がるのではないかというふうに言われていまして、その想定される高さもこの小糸川河口で決まっていますで、それを港湾の方と合わせて整備していくというようなことで、その辺は足並みをそろえてやっていきたいと考えております。

石川委員長 お願いいたします。

あと、最後の方に河川愛護、環境教育ということがあります。富津市長、佐久間さん、環境教育などについて、御意見をお聞かせねがいますか。

佐久間委員 今、北原さんですか、小糸川のことを知らない人が多いのではないかと、うお話がありましたけれども、そういうことを地元の川をもうちょっと認識することが必要かと思えます。

ですから、これは学校教育なのか、社会教育なのか、いろいろなところで認識する機会を与える、あるいは得ることが必要かと思えます。もちろん愛護することは必要でしょうけれども、認識することがまた必要かと思えます。

石川委員長 具体的になると難しいですけども、市の方針としてはそういうものにも力を入れていくということですね。

佐久間委員 うちの富津市は、小糸川に接する面積、あるいは距離が非常に短いものですから、今、長嶋委員からお話がありましたように、高潮とか、そういう関係のものが1つは大きなところかと思えますね。実際問題、18年、この区域ではない、小糸川ではないのですけれども、大堀地区、それから、新井地区、西川地区、富津地区でちょうどあれは満月で大潮ですか、潮位が上がって、ちょっと被害があったのです。そういう点からも、潮の方の害が気になるところです。上流からのものでなくて、逆に海からの被害、川を通じて、その辺が今、心配されるところだと思います。

石川委員長 ありがとうございます。

同じことについて、武次さん、君津市としてはいかがでしょうか、河川愛護、河川教育について御意見をお聞かせ下さい。

鈴木（洋）委員（代理・武次） さっきの鈴木委員がおっしゃいましたように、やはり市民の人が参加して一緒に川をきれいにするような機会をつくっていただけると、もっと川をきれいにするというような意識が高まるのではないかと思います。

実は私は小糸川の下流に住んでいるのですけれども、残念なことに、ビニール袋に生ごみなんか入れてそのまま捨てている人が結構多いのです。中のものだけが川の中にいっちゃって、あのポリエチレンは溶けませんので、それが上げ潮になると上がってきてたまっているのです。結構そういう捨てる方が多いものですから、下流の方になると川が深いかということがあるのですけれども、みんなで一斉に清掃しようとか、そういう機会を河川管理者の方と市も一緒になって一生懸命やりたいと思いますので、つくっていただくと、やはりそういう意識が高まるのではないかと考えています。

結局あと海の方ではノリとか漁業をやっている人がいますので、そっちにも影響が出ますので、何で近くに住んでいて、そういうことを考えないのかなと情けなくなるのですけれども、結構そういうことを見受けられますので、これは私は富津市さんをお願いしてすぐ看板を立ててもらっているのですけれども、看板を立てるぐらいではやはりだめだと思うのですね。ですから、みずからが参加してともに川を守っていくというような形をぜひつくればというふうに考えています。

和田委員 ちょっとお聞きしたいのですが、今、君津市さんとしては、市としては教育の1つの一環として小学生を対象に中の周西、いわゆる中富の飛び地がありますね。あの辺のところで放流などを10年ぐらい前はやっておったのですが、現在はやられておるのですか。

鈴木委員（代理・武次） 私は10年前のことはちょっと承知してないのですけれども、昔は結構コイとかそういう稚魚を放流したのです。川をきれいにするというので、たしかあれは県の事業でやっていたと思うのですけれども、今はやってないと思います。

今の話についてですと、右岸の方がジョギングコースとか散歩コースになっていますね、市は左岸も含めて小糸川をずっと循環して皆さんの憩いの場所をつくりたいと思っています。それであと小糸川を、まちづくりの会とかいろんな会がありますね、和田さんなんかもやられているかもしれませんが、そのグループがもっと川を使って活用して憩いの場をつくりたいということを考えていますので、それは川ですから、いろんな制限はあるでしょうけれども、できるだけそういうことを河川管理者の方に聞いていただいて、そういうことを目指していければなというように思っています。

石川委員長 時間も残り少なくなってきました。全体を通して何か言い忘れたことなどございませんでしょうか。大体よろしいでしょうか。

いずれにしても洪水氾濫の実績がありますので、それに対応するために、整備計画を早く策定しなくてはなりません今、着手しても完成まで20年かかります。最後の河川愛護、河川教育については、教育関係者が取り組むことも多くあると考えています。微力ではありますが、いろいろな努力を試みてゆきたいと思っています。

最近の映画の話ではありませんが、河川改修、小糸川でヒーローは生れなくていいのです。洪水が発生しても川が溢れることなく、だれも被害をうけないで、生命を失うことがないように、安全な川であることが一番、重要なことです。

この懇談会は、専門家の意見を集約すると同時に、皆さんの意見をまとめるという両方の役割を兼ねています。お気づきのことが生じましたら事務局なり私なりに連絡していただければと思います

何かほかに御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、予定した議題の方がすみましたので、進行の方を事務局の方にお返しします。よろしくをお願いします。

鈴木調整課長 石川委員長には長い時間にわたって議事進行ありがとうございました。また、委員の方々からは熱心な御審議をいただきありがとうございました。

そ の 他

鈴木調整課長 最後に、議題の7にありますその他として事務局より今後の予定について報告させていただきます。

今後の予定ですが、先ほど説明させていただきましたとおり、本日の資料と議事内容をまとめたものを1月下旬から約1カ月間の予定で、県庁の河川整備課、河川環境課、君津地域整備センター、千葉県文書館、君津市建設部建設施策課、富津市建設部管理課及びインターネットの千葉県ホームページ等で公開いたします。

また、本日、貴重な御意見をいただいておりますが、追加して御意見等がございましたら、お手元にお配りしてあります意見用紙により、郵便、ファックス、メール等で来年1月16日までにお出しいただければ幸いです。一般の方も同様でございます。

なお、寄せられた御意見については、事務局で検討の上、次回の懇談会で回答させてい

たきます。

次回の懇談会につきましては、本日の議事内容、意見等をまとめて来年の3月4日水曜日に開催したいと考えております。

また、委員の皆さんには開催通知を送付してお知らせしますので、よろしく願いいたします。

最後に、お配りしてありますリーフレットにより、皆様に河川整備に関する情報提供をさせていただきます。

古谷野主査 それでは、お手元にお配りしているリーフレットでございます。リーフレットと封筒がございます。

まずはじめに封筒の方なんですけれども、都市河川の整備促進に関する1都3県連絡協議会、こういうものがございまして、埼玉、千葉、東京、神奈川の1都3県で連絡協議会を平成19年より立ち上げてございます。

今、事務局は東京都と書いてございますけれども、千葉県の事務局は私ども河川整備課、先ほどの室長、高澤と私、古谷野でやっておるわけなんですけれども、一応こういうリーフレットをつくりまして、都市河川の整備について国土交通省に要望したり、啓発をしてございます。

特に見開きを開いていただきますと、こういうピンク色のエリアに囲まれている東京湾を中心としたエリアがございます。これは都市河川エリアと申しまして、人口密集地帯で、平方キロメートル当たり4,000人以上の人口が住んでいるエリアをピンク色にさせていただきます。

右端の下の方に1都3県連絡協議会のちょっと上ぐらいに小糸川というのが書かれてございますが、小糸川も当然首都圏の中の都市河川のエリアに属している河川でございます。

小糸川が一番最南端になるのですけれども、こちらの方、ちょうど開いた右上の方をごらんいただくと、首都圏は人口、資産の集中地域であるというのが書かれています。全国の100分の1の面積、ここに書いてございますが、この面積の中に人口は4分の1、3,000万人が住んでおりまして、かつ資産は5分の1、130兆円相当の資産が集中しているというエリアになります。

この下の方をごらんいただくと、いまだ道半ばの治水対策というのが書かれてございます。この1都3県、時間50mmの降雨に対する対策というのは、まだ1都3県平均で平均60%というふうになってございます。千葉はかろうじて今、67%の整備率になっているの

ですが、まだまだ7割を超えていないという状況がございまして、今後とも都市河川、治水対策について整備を一生懸命頑張っていきたいということでこういうリーフレットをつくってございます。

開いていただくと、千葉県の河川改修の概要とか、1都3県並んでございますけれども、ございますので、お戻りになりましたら、時間のあるときにごらんいただくとありがたいと思います。

以上でございます。

鈴木調整課長 ありがとうございます。

本日は、長い時間をありがとうございました。

これをもちまして第2回小糸川流域懇談会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会